自治労明石市職員労働組合

# 2024年度予算における「住民の健康と福祉充実」及び 社会福祉・保健職場に関する要求書

貴職におかれましては益々ご健勝のことと存じます。

少子・高齢化の急速な進行などにより、地方自治体における市民からの福祉 行政サービスの要望は非常に高まるなかで多様化しており、福祉・保健・健康 職場における業務量は増加し、複雑化しています。また、物価高騰の影響によ り多くの世帯が生活に困窮するなど、新たな対応を迫られています。

市民サービスの最前線で働く職員は、福祉の向上や市民の要望に応えるため、 日々努力しています。しかし、福祉・保健・健康職場の実態は、業務量の増加 に見合った人員配置が十分なされているとは言い難いものがあり、時間外勤務 の検証からも、組織的な対応がなされず、職員個々の懸命な努力にまかせてい るのが実態です。厳しい環境下で、過重労働やメンタル疾患で倒れる職員も増 えており、職員個人の努力には限界があります。

市民の健康と福祉の増進を図るために、各職場の実態を踏まえ、下記のとおり要求します。

なお、回答については1月10日までに文書でいただきますよう申し入れい たします。

- I. 福祉・保健サービスの供給体制の充実について
  - (1) 福祉6法(老人・児童・母子及び寡婦・身体障害者・知的障害者福祉 法・生活保護法)担当ケースワーカーを専任で必要人数を配置すると ともに、査察指導を行う者をケースワーク経験者で5級以上の格付け として配置し、福祉事務所機能の充実をはかること。
  - (2) 市立保育所を充実させるとともに直営で運営すること。

# Ⅱ. 職員の配置等について

- (1) 国民健康保険課
  - ①システムの連携や標準化への対応及び保健事業や医療費分析など、 専門的かつ多岐にわたる業務増加への対応のため、事務職2名増員 すること。(管理係)
  - ②電算担当職員が2年間で4名異動しており電算経験者が不足している。クレーム対応及び賦課業務の内容について、詳細な説明を求められるケースが増加しており、事務処理に十分な時間が割けない状況が生じているため、事務職2名増員すること。(賦課係)
  - ③業務量過多のなか最低限の人員で業務を行っており、専門知識も必要で知識の習得や継承のために、事務職1名増員すること。(収納係)
- (2) 長寿医療課
  - ①後期高齢者増加に伴う業務量過多のため、事務職1名及び任期付短時間勤務職員1名を増員すること。(後期高齢者保険係)
  - ②正規職員1名が休職中のため、事務職1名増員すること。

(高齢者医療係)

#### (3) 福祉総務課

局・室庶務等の事務に加え、高齢者・障害者等の要配慮者支援業務 が増加しており、業務量過多を解消するため、事務職1名増員する こと。

## (4) 福祉施設安全課

- ①事業所の指導等には高度な専門性が必要であり、関連業務経験者を 配置すること。
- ②育休代替職員が配置されておらず局内応援で対応しているが、正式 に正規職員を配置すること。
- ③育休代替職員を配置しても、事業所に対する指導監査実績について、 国の基準を下回っている区分があるため、事務職3名増員すること。

### (5) 生活福祉課

- ①私療休暇・産休・育休等で休んでいる職員の補充及び、定期的(半期に一度)に実職員数・業務量を精査し、適正な人員配置を行うこと。
- ②ケースワーカーに対して、外勤手当(危険手当)等の支給を検討すること。

## (6) 障害福祉課

事業及び窓口来庁人数が増加しており、また、育児休業職員の業務 をフォローできる体制作りのため、事務職1名増員すること。

#### (7) 地域共生社会室

- ①事務職係長と事務職員が異動当初から事務従事で、実質2名減員の 状態が続いていることや係長が異動となったため、事務職1名増員 すること。また、事務従事を解消すること。(地域総合支援担当)
- ②業務量過多の解消及び減員を復元するため、事務職1名増員すること。(共生社会づくり担当)

## (8) 高齢者総合支援室

- ①現体制を維持すること。(高年福祉担当)
- ②任期付短時間勤務職員1名が退職し欠員となっているため、任期付短時間勤務職員を1名補充すること。(介護認定担当)
- (9) あかし保健所 保健総務課

育休取得予定の職員がいることや、子供が幼く時間に制約のある職員が多く、増加する業務量に対応が困難なため、事務職1名増員すること。

## (10) 保健予防課

補助金申請等の業務量過多を解消するため、継続して事務職1名を 配置し現体制を維持すること。(感染症対策係)

# (11) 相談支援課

- ①事務職が任期付職員1名のため、専門職が事務従事しており、課としての事務を行うために、事務職1名増員すること。
- ②地区担当制及び事業担当制で業務を行っており、保健師、精神保健福祉士を各地区に配置し、事業を円滑に実施するため、保健師2名、精神保健福祉士2名増員すること。

## (12) 生活衛生課

所管法令の改正に伴う業務量増加のため、専門職1名(獣医師もしくは薬剤師)を増員すること。また、期間に関わらず産休・育休には代替職員を配置すること。

(13) 子育て支援室 子育て支援課

業務量過多の解消のため、事務職1名増員すること。

# (14) 児童福祉課

奨学金希望者増加や奨学生増加、法改正の対応及びシステム標準化 への対応による業務量過多、引継ぎ等も含めた業務の安定的な継続 のため、事務職3名増員すること。

## (15) こども育成室

- ①業務量過多を解消するため、事務職1名増員すること。(利用担当)
- ②こども家庭庁が設立され、さらに業務量が増加している。時間外等 負担が非常に大きいため、事務職1名増員すること。(企画担当)

## (16) 明石こどもセンター

- ①研修生2名を受け入れているが、年度末で研修が終了すれば業務量 過多になるため、福祉職2名増員すること。(緊急支援課)
- ②業務量過多を解消するため、事務職1名・福祉職4名を増員すること。(こども支援課)
- ③業務量過多を解消するため、福祉職1名増員すること。(さとおや課)
- ④超過勤務の削減及びこども達により良い支援を行なうため、福祉職 3名増員すること。(こども保護課)
- (17) こども財団 こども支援担当

年度途中の人事異動で1名減員となっており、業務量過多を解消するため、事務職1名増員すること。

## Ⅲ. 保育所の改善について

- (1) パート保育士の欠員や代わりの常勤保育士の補充も未だできていない 園があるので、パート保育士や代わりの常勤保育士を至急配置するこ と。その上で、何らかの有効な対策を立て、慢性的なパート保育士や 常勤保育士の欠員状態を早急になくすこと。
- (2)公立保育所における障害児保育の充実のため、一人一人の子どもの発達を十分に保証できる加配保育士を現場の意見を十分に聞き、速やかに配置すること。また、加配保育士を引き上げる際は、現場と十分な意見交換をし、現場(担任保育士)も納得した上で、要支援児の十分な保育の保障ができるような結論を出すこと。
- (3) 副所長の業務内容が煩雑になっており、本来、フリー兼副所長となっていたが、副所長がフリーとしてクラスに入ることが困難になり、年休を取得しにくくなっている園もあるので、副所長・週休代替え保育士以外のフリー保育士が1人の園は、フリー保育士を増員すること。
- (4) 温暖化で、気温が高く、夏の日差しもかなり強くなっており、園児・

職員ともに熱中症の危険があるので、全園の園庭に、園に応じた、きちんと陰になる丈夫な日よけを設置すること。また、遮光ネットなどは劣化が激しいので、毎年、日よけの為の予算を確保すること。

- (5) 各園で施設の老朽化が進み、パーテーションの開け閉めが困難になっていたり、手洗場の数の不足や、安全や衛生面が確保できないなどの問題が出てきており、それらを解消するため、早急に施設の改善を行うこと。
- (6) 4歳児・5歳児のクラス担任は保護者対応やクラス運営が様々な問題で大変難しくなっていることから、複数担任とすること。特に1人担任の5歳児クラスは、就学前加配を4月から配置すること。
- (7) 臨時保育士が園全体の職員数の6割以上になっていることから、各クラスの担任の過半数を正規保育士で配置することが出来るように正規職員を採用すること。
- (8) 担任保育士の配置基準は0才2:1、1才3:1、2才4:1、3才10:1、 4才18:1、5才20:1とすること。
- (9) 会計年度任用職員の労働条件を改善すること。
  - ①子どもたちへのよりよい保育と安全確保のため、明石市での経験を 重視した雇用をすること。また、人材育成のため安定して継続して 働けるようにすること。
  - ②明石市での経験年数を重視し、賃金やその他の手当などを改善すること。
- (10) ICT化については、職員の負担にならないように十分に精査して導入すること。
- (11) 全園フルタイムの用務員を配置すること。

#### Ⅳ. 感染症について

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」にある季節に合わせた適切な室温 (夏期 26 度~28 度・冬季 20 度~23 度) が保持できるよう、保育所内のエアコン・ヒーターの業者による内部清掃・点検・修理・交換を各季節に必ず間に合うように速やかに行うこと。

## V. こども園について

4・5歳児の学年加配を現状のまま配置すること。

## VI. 延長保育について

(1) 開所時間・閉所時間については厳守するよう徹底すること。迎えの時間

- が頻繁に19時を超える保護者がいる園もあり、19時の閉所時間(閉門時間)を文書で知らせるだけでなく、実効性のある対策を立てること。
- (2) 延長保育時の障害児についての人員を加配すること。また、延長保育の 人員配置については、安全な保育ができるための人員を速やかに配置す ること。